

○第157回肥料・飼料等専門調査会

日時：令和3年2月5日（金）9：30～11：15

議事概要：

（１）動物用医薬品・飼料添加物（ハロフジノン）の食品健康影響評価について

審議の結果、「現行のリスク管理における本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該APVMA、EMEA及びFDAのADIの値を超えないことから、評価の考え方^注の3の（１）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

* 寄生虫駆除剤、抗原虫薬及び合成抗菌剤で、日本国内では飼料添加物として鶏に使用されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（２）動物用医薬品（マデュラマイシン）の食品健康影響評価について

審議の結果、「現行のリスク管理における本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該APVMA及びEFSA及びFDAのADIの値を超えないことから、評価の考え方^注の3の（１）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

* 合成抗菌剤及び寄生虫駆除剤で、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。日本国内での承認はありません。

（３）動物用医薬品（ロベニジン）の食品健康影響評価について

審議の結果、「現行のリスク管理における本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該APVMA及びEFSAのADIの値を超えないことから、評価の考え方^注の3の（１）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

* 合成抗菌剤及び寄生虫駆除剤で、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。日本国内での承認はありません。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」

（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。）（参考資料2）

（４）その他

・ 第804回食品安全委員会（2021年2月2日開催）において検討を依頼された、

「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針の全部改正（案）」について審議した結果、了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

- ・「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方（平成 16 年 3 月 18 日食品安全委員会決定）」及び最近の食品安全委員会での肥料に関する評価事例等について、事務局から説明を行った。